

DV

暴力夫から逃れたいのです あなたは離婚後どの道をたどりますか



DV被害者と在留資格

ふじみの国際交流センター（FICEC）の大きな事業の一つに外国籍市民のための生活相談があります。毎日絶え間なくさまざまな相談が持ち込まれますが、中でも深刻な問題なのが家庭内暴力です。国籍が違うなどの理由で理不尽な暴力にあう人もいます。夫からDVを受けて離婚や別居を考えている方、ぜひあなたの在留資格や期限、子供の国籍、子供の有無で環境が違ってくことを知り、自分の資格を見直して行動を起こしてください。



ケース A 日本人配偶者と正式結婚し、永住ビザのある人 ● ● ●

犯罪を犯して有罪であった人を除いて、離婚によって永住権が取り消されることは無く、入管への報告の必要もありません。

ケース B 日本人配偶者と正式結婚し、日本人配偶者等のビザのある人 ● ● ●

① 子どもがいる場合

子どもと同居して、その子を育てている場合は、定住者ビザへの変更が可能です。また、離婚して親権を夫に取られてしまったり、現在生活保護で生活をしていたりしていても、子どもと同居していれば在留はできます。

ただし、子どもを母国の祖父母に預けて、自分だけ日本に残って働いていたいという人はビザを取ることはできません。

② 子どもがいない場合

離婚前に3年以上、日本人配偶者と一緒に住んでいた実績があれば、定住者ビザへ変更の可能性があります。しかし、こうした場合は仕事をしている証明や身元保証人が必要となってきます。

③ 別居中の場合

離婚の意志のあることや現在調停中であることを明記して、日本人配偶者として在留資格を更新することは可能です。しかしこれは1年のみで2回目からの更新は難しいので、しっかりと将来を考えて行動する必要があります。

www.ficec.jp/foreign/

● 「インフォメーションふじみの」のバックナンバーを見ることができます

ケース C

事実結婚生活をしていても、在留資格のない人

DV被害者であっても、基本的には強制送還の対象となります。ただし妊娠中に日本人夫の子供として「胎児認知」された子供がいる場合は、子供を育てる親として、在留特別許可を取れる可能性があります。

日本人の身元保証人と共に、品川の入管に行ってください。もしパスポートが本名と違っているときは、きちんと本当の名前で申請してください。

なかには日本語がほとんどしゃべれないという方もおられますが、このような場合は、今後の生活が難しいという理由で、ビザをもらうのは難しいものと考えられます。

査定期間は6か月前後です。

●以上、ケースA、B、Cどの場合でも、ビザを取るためには理由書が必要です。DVであることをはっきりと分かるように書いて、現在の生活状況を詳しく説明することが大切です。

理由書は基本的には本人が書くものですが、日本語が苦手な方、まとめることが苦手な方の場合は、支援者が本人から聞き取ったことを書くことはできます。

理由書を書くときは、入管の職員が分かるように、初めからの様子を感情にとらわれず冷静に書いてください。書き方の例を紹介してみましょう。

○婚姻又は同居の開始期間 ～年 ～月 ～日

 DVの開始期間 ～年 ～月 ～日

 家を出たのは ～年 ～月 ～日

 場所

○今後の生活設計や気持ち

○日本にずっと住みたい場合はその理由、仕事、知人、支援者等

○子どもと父親との関係

○オーバーステイの反省の言葉（オーバーステイの場合）



☎ 助けての 小さなサイン受け止めて

先月11月は「児童虐待防止推進月間」でした。センターにもいじめの問題を含め、子供に関するさまざまな相談が寄せられます。

お近くに虐待を受けたと思われる子供を見かけた方や、出産や子育てに悩んでいる方は、お近くの児童相談所や市町村の窓口、あるいはセンターに連絡・相談してください。力の弱い子供たちを守るのは市民の力が必要です。詳しくはHPを参考にしてください。(http://www.mhlw.go.jp/)

☎ センターの日本語教室のご案内

ふじみの国際交流センターでは、日本に来て日が浅く、日本語をまだ理解しきれないという方のための日本語教室を開いています。

毎週木曜日10時から12時まで。

受講生はまったく日本語を理解できない方から、何かの資格を取るためにレベルの高い勉強をしたいという人までさまざまです。

日本語教室の後、第2、第4木曜日1時からパソコン教室も開催しています。

プロの指導員が丁寧に教えてくれています。日本語教室、パソコン教室共に無料です。

www.ficcc.jp/living/

●6カ国版の生活ガイドを掲載しています